

亀山市告示第163号

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成28年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(派遣の対象)</p> <p>第4条 家庭生活支援員（第10条第1項の規定による認定を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上、子育て支援又は生活援</p>	<p>(派遣の対象)</p> <p>第4条 家庭生活支援員（第10条第1項の規定による認定を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣の対象は、次の各号に掲げる要件を満たすひとり親家庭等であって、市長が必要と認めた世帯とする。</p> <p>〔（1） 略〕</p> <p>（2）次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等等社会通念上、子育て支援又は生活</p>

<p>助が必要と認められること。 (関係機関との連携)</p> <p>第13条 市長は、この事業を実施するに当たり、母子・父子自立支援員、民生委員及び児童委員並びに<u>受託団体</u>との連携を密にし、ひとり親家庭等の支援を円滑に進めるものとする。</p>	<p>援助が必要と認められること。 (関係機関との連携)</p> <p>第13条 市長は、この事業を実施するに当たり、母子・父子自立支援員、民生委員及び児童委員並びに<u>母子・父子福祉団体等</u>との連携を密にし、ひとり親家庭等の支援を円滑に進めるものとする。</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

「申請者氏名
様式第1号中 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。 を
」

「申請者氏名
※本人が署名しない場合は、記名押印してください。 に、「認定に当たり」を
(個人番号：) 」

「認定に当たり」に、

「

登録年月日	
-------	--

 を
」

「

登録年月日	
-------	--

」

請求者本人確認書類

- 運転免許証 に
- 個人番号カード又は住民基本台帳カード (顔写真及び住所記載のあるもの)
- 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他 ()

改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。